

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を新調しその使用を開始する件 一五
- 食品衛生管理者等の養成施設を登録した件 一五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一五
- 計量器の定期検査を実施する件 一五
- 道路の供用を開始する件 一六

公 告

- 落札者を決定した件二件 一六
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格を公示する件 一六

告 示

福島県告示第三百三十七号

公印を次のように新調し、令和三年四月一日その使用を開始する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

職印

| 番号 | 公印の名称 | 印影 | 公印管理者 |
|----|---------------------------|----|------------------------|
| 23 | 福島県現金出納員印（福島県立喜多方高等学校用） | | 福島県立喜多方高等学校の福島県現金出納員 |
| | 福島県現金出納員印（福島県立小名浜海星高等学校用） | | 福島県立小名浜海星高等学校の福島県現金出納員 |

（文書法務課）

福島県告示第三百三十八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、登録養成施設（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号に規定する知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設及び同令第九条第一項第一号に規定する知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設をいう。）として次のとおり登録した。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

| 登録養成施設の名称 | 登録養成施設の所在地 | 登録年月日 |
|-----------------------|------------|------------|
| 福島県立医科大学 保健科学部 臨床検査学科 | 福島市栄町九番地一 | 令和三年三月二十二日 |

（食品生活衛生課）

福島県告示第三百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年三月三十日

年三月三十日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町中町九七番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日及び時間 | 検査場所 |
|--------|---|--|--------------|
| 伊達郡桑折町 | 非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり | 五月二日 午前一〇時から 午前一二時まで | 桑折町役場 |
| 同 郡国見町 | 同 | 同 午後二時から 午後四時まで | 国見町観月台文化センター |
| 同 郡川俣町 | 同 | 五月一三日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで | 川俣町中央公民館 |
| 伊達市 | 同 | 五月一八日 午前一〇時から 午前一一時まで | ふるさとふれあいホール |
| 同 | 同 | 同 | 伊達市役所霊山 |

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日 | 検査場所 |
|-------------------------|------------------------|---|------------|
| 右に掲げる市町 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 五月二四日から六月二日 一日まで(火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。) 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで | 福島県計量検定所 |
| 伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町 | 非自動はかり、分銅及びおもり | 五月二〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで | 梁川中央交流館 |
| 同 | 同 | 五月一九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで | 保原体育館 |
| 同 | 同 | 五月二〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで | 伊達ふれあいセンター |
| 同 | 同 | 五月二〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで | 総合支所 |

(計量検定所)

福島県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|---|---------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
| 県道広野小高線 | 双葉郡富岡町仏浜字釜田六七番一 地先から 同 郡 同 町 仏 浜 字 釜 田 四 一 番 一 二地先まで | 令和三年三月三十一日 |

(道路計画課)

公 告

公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年3月30日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙A4（2,500枚入） 予定数量28,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 5 落札金額
1箱あたり1,184円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年1月29日

(入札用度課)

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年3月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
中型バス 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
福島日野自動車株式会社 福島県郡山市安積町笹川字蜂田5番地1
- 5 落札金額
35,723,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年1月29日

(入札用度課)

公告第七十号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、令和三年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(令和元年福島県告示第二百四十八号)及び福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件(令和元年福島県告示第三百八十三号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という)は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から令和四年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する

県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先
資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

| 提出先 | 郵便番号及び住所 | 電話番号 |
|--------------------|--|-------------------|
| 福島県出納局入 札用度課 | 九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二 番一六号 | 〇二四―五二一― 七五六三 |
| 福島県中地方 振興局出納室 | 九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山二丁 目一番一号 | 〇二四―九三五― 一四七二 |
| 福島県南地方 振興局出納室 | 九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二 六九番地 | 〇二四―八―三三― 一六五三 |
| 福島県会津地方 振興局出納室 | 九六五―八五〇― 福島県会津若松市追手 町七番五号 | 〇二四―二―二九― 五四七二 |
| 福島県南会津地 方振興局出納室 | 九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津 町田島字根小屋甲四二七七番地一 | 〇二四―一―六二― 五三五一 |
| 福島県相双地方 振興局出納室 | 九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区 錦町二丁目三〇番地 | 〇二四―四―二六― 一三〇四 |
| 福島県いわき地 方振興局出納室 | 九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅 本一五番地 | 〇二四―六―二四― 六〇四三 |

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問合せ先
福島県出納局入札用度課

（入札用度課）